

会津若松地方広域市町村圏整備組合公正入札調査委員会設置要綱

(平成18年8月31日決裁)

(平成23年4月 1日決裁)

(令和 8年3月19日決裁)

(設置)

第1条 入札の公平で適正な執行を期し、入札談合等不正な行為に対して的確な対応を行うため、会津若松地方広域市町村圏整備組合公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 入札談合の疑義への対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(構成)

第3条 委員会は、事務局長を委員長とし、次に掲げる委員により構成するものとし、必要に応じて委員長代理者を置くことができる。

- (1) 消防長
- (2) 消防本部次長
- (3) 事務局次長
- (4) 事務局財務課長
- (5) 入札談合の疑義に係る工事を所掌する課の課長
- (6) 管理者が特に必要と認める職にあるもの

(会議)

第4条 委員長は、入札談合の疑義が生じた場合は、必要に応じて会議を招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(持ち回りの会議)

第5条 緊急やむを得ない事情があり、前条の会議を開催できない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に代え決することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、事務局財務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。